

宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ツキノワグマ部会（第2回）会議録

日時：令和3年12月21日（火）

午後1時30分から午後3時30分まで

場所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

配布資料

- 資料1 第四期宮城県ツキノワグマ管理計画の概要（案）
- 資料2 第四期宮城県ツキノワグマ管理計画（案）
- 資料3 新旧対照表（案）
- 資料4 第三期宮城県ツキノワグマ管理計画達成状況及び次期管理計画策定方針
- 資料5 「第四期宮城県ツキノワグマ管理計画の策定方針」についての主な意見等
- 資料6 次期第二種特定鳥獣管理計画策定スケジュール（案）

1 開会

（オンラインで参加している委員もいることから委員紹介は省略し、事務局が配布資料の確認を行った後、青井部会長が挨拶を行った。）

2 挨拶（青井部会長）

それでは、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ツキノワグマ部会を招集、開会する。

本日は新しい管理計画の本稿ができあがり、それについての内容審議となるので、皆様方の活発な御意見と議事進行についてよろしく願います。

（事務局より定足数の報告が行われ、委員8名中8名が出席しており、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第4条第2項の規定により、本会議が有効に成立していることの報告が行われた。また、会議については原則公開であり、本会議についても特段の支障が無いことから公開で行うことを説明した。）

事務局：（以降の進行について青井部会長に願います。）

3 協議事項

（1）第四期宮城県ツキノワグマ管理計画（案）について

部会長：第四期宮城県ツキノワグマ管理計画（案）について審議するので、事務局から説明願う。

事務局：（資料に従い説明）

部会長：事務局から説明があった新計画案について審議をしていきたいと思うが、非常に内容が多く全部一辺にやると大変なので、順次検討していきたい。

一番最初に、資料3に見出しが「1計画策定の目的及び背景」から「4第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域」までの部分で御意見、御質問を受けたいと思う。

鶴野委員：資料3の新旧対照表には載っていないのだが、新計画案として送られてきた資料2の「2管理すべ

き鳥獣の種類」について、細かい部分で恐縮だがツキノワグマの学名を斜体にしていただきたい。

部会長：学名を斜体、イタリック体にするというのはその通りだと思うので、修正をお願いします。

では私から。資料3の1ページ目の最下段、放棄果樹、廃棄農産物や生ゴミがツキノワグマの人慣れを進行させているおそれがあるという記載がある。この内容は問題ないが、ここが農林業被害に関する部分で記述されている。この上に人身被害に関する記載があり、これらは人身被害に直接つながりやすい要因ではないだろうか。前段で、「ツキノワグマが人里に出没する理由として」とあるが、まさにこういったことが人里に出没する要因であり、この記載が農林業被害の部分にあるのは若干不適切かと思うので、もう少し記載について検討いただいた方がいいかと思う。

事務局：たしかに御指摘のとおり、放棄果樹や廃棄農産物は、別にこれらを食べられたからといって、それが農林業被害になるというわけではなく、これらの要因でツキノワグマが人里に誘引されているという状況があることから、この部分の記載については部会長の御意見も参考にしながら、もうすこし良い表現になるよう検討させていただきたい。

部会長：よろしくをお願いします。

他にはよろしいか。では、まだ大事な項目があるので次に行きたいと思う。

次の「5 管理の現状」について、御意見、御質問があればお願いします。

大西委員：資料3の5ページ、(3)の捕獲状況について。また、画面共有をしている間に資料2-2の表-6、県内ツキノワグマ捕獲数と表-13、図-16の錯誤捕獲の状況についても合わせて御覧いただきたい。

まず、資料3の5ページで、新計画案では「捕獲形態別では有害鳥獣捕獲が大半を占めており・・・」という文言は違うのではないか。表-6をグラフにしたものを画面共有で写しているが、やはりグラフにするのが一番分かりやすいので、表とグラフを併記するのがいいのかなと思う。

画面共有しているグラフは、ピンクが有害駆除で、白が狩猟の棒グラフ。折れ線はブナの豊凶指数を示している。

今回、前のクマ部会の意見を取り入れて、錯誤捕獲について過去まで遡って示していただいたことはとても感謝しているが、このデータを昨日の夜見ていると非常にショッキングだった。

資料2-2の図-16では、有害捕獲頭数と錯誤捕獲頭数をそれぞれ別の棒グラフで示しているが、これを積み上げグラフにすると画面共有している図のようになる。黒い部分が錯誤捕獲で、ピンクの部分が錯誤捕獲を抜いた本来の有害駆除。

これを見ると、ここ2年はとても有害捕獲がメインとは言えない。むしろ昨年度については錯誤捕獲が捕獲の中の大半を占めているということが分かると思う。

昨年度、一昨年度は非常に捕獲が多かったというのは皆さんご承知のとおり。そのほか2006年度は全国的な大量出没だった年にあたり、2016年度も非常に出没が多くて、秋田県鹿角市で5名の方が亡くなるというショッキングな人身事故が発生した年で、おそらくそれに引っ張られて目撃情報が多くなったのだと思う。その時もこのことに引っ張られて有害捕獲が多いという話になったが、一昨年はこの2016年や2006年を上回る捕獲数となり、昨年度はさらにそれを上回る捕獲数となっていて、宮城県はどうしたんだという感触を持っていたが、先ほどのグラフのように有害捕獲と錯誤捕獲をきちんと丁寧に分けると、昨年度も一昨年も2006年の有害捕獲数を全く超えていないということが分かる。また、5年前の2016年も捕獲が非常に多かったという話だったのも、実は2010年、2012年、2014年あたりと大して変わってはいなくて、そんなに驚くべきほど有害捕獲が多い年ではなかったということが、今回いただいた結果から分かった。

やはり、錯誤は錯誤として、表-13や図-16は当然として、この捕獲状況の記述の部分についても、

今まで有害捕獲と狩猟という2つのカテゴリであったが、これを有害捕獲、狩猟、錯誤捕獲というようにきちんと分けて示すべきではないかと思う。

部会長：私も全く同じように感じている。

やはり錯誤捕獲と有害捕獲は全く要因が違うので、一緒くたにまとめて有害捕獲としてしまうのは非常に問題。というか、問題の存在が明らかにならないということ。出没が多いから有害捕獲が多いのだろうというようにしか思われないので、実は大半が錯誤捕獲で、人里への出没はそれほど多くなかったということが分からなくなってしまうので、ぜひ今の意見を参考にさせていただきたい。いま画面共有してもらったような新しい図を載せることは可能か。

事務局：表－6については、表とグラフを併記するという事は可能。また、図－16の書き方について、今は全体の捕獲頭数と内数としての錯誤捕獲頭数を並べて示しているが、有害捕獲数と錯誤捕獲数を並べて示す方法や、積み上げ棒グラフにするといった見せ方については工夫したい。

また、資料3の5ページの記述についても、確かに委員の御指摘のとおりであり、現状は錯誤捕獲であっても有害捕獲として扱っているところであるが、当県の錯誤捕獲の実態を過去に遡って調べた結果をお示しさせて頂いているので、文言についても錯誤捕獲と有害捕獲がそれぞれどういう状況だったかという点について触れさせて頂きたいと思う。

部会長：ぜひお願いします。他には何かあるか。

細かいところだが、資料3の7ページに表－11とあるが、資料2－2ではその表－11が見当たらず、表－10が2つあるので、ここは修正をお願いしたい。

事務局：大変失礼した。農業被害状況と森林被害状況がどちらも表－10になっているが、森林被害状況は表－11が正しいので、成案の際に訂正させて頂く。

大西委員：資料3の6ページ「(4)人身被害の状況」について。図表では男性女性の比率や年齢の比率が示されており、文章でも2段落目に年代は70代が最も多いであるとか、男性が多いといった記載があるが、これは結局のところ高齢者の方や男性の方が山に多く入っていたり農作業をしていたり、行動パターンの違いだと思う。なので、こういう書きぶりをしてしまうと、高齢者の方が事故に遭いやすい、リスクが高い、あるいは同じ行動をしていても男性の方が女性よりもリスクが高いというような感じにも読めてしまい、あまり意味は無いのではないかと思う。

一方、一段落目の最後に頭、顔などの上半身に怪我を負う場合が多いという記載があるが、資料2－2の表－8に人身被害一覧が載っているの、むしろこういった情報、体のどこが襲われたかという事の方が、要するに頭や顔の被害が多いのでヘルメットをかぶりましょうとか、そういう話に持って行けると思う。

日本クマネットワークで十数年前に全国の人身被害状況をまとめたものがあって、確実に頭・顔が襲われているケースが多く、その次に手足というようになっていて、それは私もよくプレゼンで使っているのだが、そういう図表を出せるのかなと思う。

部会長：私もこの意見に賛成だが、事務局はどうか。

事務局：被害部位については表－8に記載のとおりで、綺麗に頭、顔面、腿といったような感じで分けられるかどうか不明だが、例えばもっと大まかに頭部、胴体、手足であったり、こういった区分が出来るか検討させて頂きたい。

また、被害者の性別については、確かにあまり被害と関係ないので載せる必要はないかと思われ、年代についてはやはり高齢者の被害が多いという観点で記載していたのだが、そもそも山菜採りやキノコ狩りといった目的で山に入る高齢者の母数が多いという点については御指摘のとおりだと思ふ。

このあたりについては、例えば被害発生形態というか、こういった場面で襲われるのか、農作業中なのかキノコ狩りなのか山菜採りなのか、あるいは普通に散歩中だったのか、そういった観点のグラフに変えられるかどうか修正を検討したい。

大西委員：今の話を聞いていて一つ思ったのが重傷か軽傷か。その他に死亡事故が1件あるが、それもグラフがあるといいかなと思う。おそらく重傷が4割か5割近くなるのではと思うが、色々な人と話をしていると、ツキノワグマは小さいからたいしたことないだろうという反応をする人が結構いるので、半数近くは重症になるというようなデータをしっかり見せられるといいかなと思う。

事務局：事例によっては重傷や軽傷といった怪我の程度を書いていない場合もあるのだが、不明は不明として、分かっている部分だけでもその割合を出すということは可能なので、併せて図表の修正を行いたいと思う。

部会長：その他はよろしいか。

では、次に「6 第二種特定鳥獣の管理の目標」について審議をしたいと思う。

まず私からだが、(2)の個体数管理に関する目標について、県内を5地域に区分して50台規模のカメラトラップ調査を毎年度実施して推定生息数を把握するという文言になっている。

ここは前回のツキノワグマ部会でも色々意見が出されたところであり、例えば同じ箇所での調査を毎年度続けてトレンドを探るという方法もあるのではないかと。50台規模で毎年場所を変えてもかなりラフなデータしか取れないのではないかという意見もあったと記憶している。

最終的には事務局に任せるということになったと思うが、同じ場所でのトレンド把握ではなく、5地域を順番に50台規模で調査して回るということを今ここで決めようということか。

なぜこういう方法にしたのか、経緯が分かればご説明いただきたい。

事務局：8月のツキノワグマ部会の際にも、1箇所の固定プロットを設けて、そこを毎年調査して生息状況のトレンドを把握するという御提案をいただいたところであった。

ただ、県内1箇所の調査結果を基にして、そこから県内全域の推定をするとなってくると、県内でも地域によって生息密度が異なっており、特に北上山地側と奥羽山脈側で大きく異なるということが予想される。1箇所に調査地を絞った場合、その区域での生息密度はトレンドも含めてほぼ正確に把握できると思うが、県内全域ということ考えた場合には、その1箇所だけで県全体の推定をするのは少々難しいのではないかと考えたところ。

県内5箇所の調査を毎年度続けることが一番理想ではあるのだが、やはり予算の面や地域性を考慮した場合には、奥羽山脈側の県南から県北、それから北上山地の地域に5区分をして、年度毎にずれは出てきてしまうのだが5年に1回定期的に調査をして各地域の生息密度を算出し、そこから県内の全域の生息数を推定するという方が、県内全体の生息状況を把握するためにはより望ましいのではないかとということで、このようにさせていただいた。

部会長：趣旨は理解するが、同じ場所で調査を行うということは、生息数を知るというよりは増減の傾向を知るといのが最大の目的なので、ちょっと調査目的が違う。

事務局としては、より生息数推定に近いものを、場所を変えてやりたいということでよろしいか。

事務局：増減のトレンドを把握するというよりは、管理計画でも推定生息数を算出した上で、そこから捕獲数

の上限等を設定していくので、やはり県内にツキノワグマが何頭いるのかという点を把握したいという目的で、このように提案させていただいている。

部会長：事務局から今回の案について説明があったが、委員の方からはどうか。

鶴野委員：トレンドに関しての重要性として、他県のGPSデータでは、出没が多い年はツキノワグマも多く動くという情報もあるので、ツキノワグマが非常に多く出没した令和2年度は1頭1頭のツキノワグマが多く動いたのではないと思う。そうすると、カメラトラップに再捕獲される確率が上がって、推定生息数が過大評価されている可能性があるかもしれない。やはりそのトレンド、つまりツキノワグマが動かない年は推定生息数が低く出ると思うので、1箇所トレンドを追うということは、意味合いはすごくあるのでないかと思うのが一点。

また、今までの捕獲上限数は平成26年度調査を基にした200頭だったものが、今回は令和2年度推定生息数3,147頭の15%に当たる470頭と、上限が一気に2倍以上になってしまう。資料2-2の表6にある県内ツキノワグマ捕獲数の推移を見ても、一番多い年度でも300頭に達しておらず、令和2年度も錯誤捕獲も含めても281頭という状態で、捕獲上限数を一気に470頭にしてしまっただけでいいのかと。

つまり、令和2年度のカメラトラップ調査が悪いということではなくて、たまたまツキノワグマが動く年に調査をしたことで多く撮影された結果、推定生息数が多くなった可能性があるのではないか。その意味で、トレンドをずっと1箇所追っていくのが良いのではないかと感じている。

確かに県内5箇所広範な調査をするというのも一つの方法かと思うが、1箇所調査を継続して、ツキノワグマ動く年かどうか、そこに変化があるかどうかということを見ていく必要があるのではないかと思う。

土屋委員：両方ミックスしたような形での調査というのは、予算的には厳しいのか。

事務局：これまでは概ね5年に1回の頻度で生息数の調査を実施してきたが、なかなか単年度で一挙に必要な財源を確保するというのが難しかったという状況がある。その一方で、毎年度の予算を平準化するというのは、比較的理屈も得やすく財源確保もしやすいことから、まずは毎年度調査を実施することによって予算を平準化するという方法をとった上で、どのような調査方法が良いのか事務局内で検討を進めてきた結果、案のとおり提案させていただいた。

事務局側としても、毎年度のトレンドを把握した上で、かつ5年に1度程度の頻度で大規模な生息状況調査を実施したいという思いはあるものの、現実的にはちょっと難しいところがあり、苦肉の策ではあるものの、予算確保の目途をつけた上で一番有効な調査方法として、今回の提案をさせていただいたところ。

大西委員：今の議論を聞いていて、やはり予算が絡むことなので、もちろん全部実施できればベストなのだが、そうもいかないだろうから、現状ではそう悪くはないのかなと思う。

トレンドは確かに大事で、私もトレンドを把握するのは重要なことだと思っている。しかし、ツキノワグマの生息数は1年2年で変わるものではなく、5年、10年、20年といったタイムスケールで変化していくもの。今回提案のあった方法では、5ヶ年計画の中では1箇所1回だが、更に次の第5期計画でも同じように実施していけば、同じ場所で5年間隔でデータが得られる。これを今後もずっと続けていけば、同じ場所で5年ごとに把握できていくので、カメラトラップが50台規模という、精度が低いという問題はありつつも、トレンドは把握できるのではないかと思う。

もちろん、毎年度1箇所に精力をつぎ込むという方法もあるが、それだと事務局の説明のとおり、そのデータを県全域に広げていいのかという問題も絡んでくる。計画的に、5年に1度大きな予算を付けら

れるのであればいいが、事務局の説明のとおり、そうもいかないのだろう。行政の予算というのは、やはり何か大きな事故が発生した際など、県民の意識がツキノワグマの方に向いたときに取れるものなので、私としては、今回の案どおり5箇所を回して行って、かつこの5年間のどこかで大きな予算を確保できたときに令和2年度と同箇所での調査を実施するというので、トレンドはチェックできるのではないかと思う。

部会長：そういう意見もあろうかと思う。

どちらのやり方でも一応トレンドは追えるのではないかということ、あとは予算等々の問題もあるので、事務局案のとおりでやむ無しかないという気がするが、よろしいか。

では、このほかに御質問、御意見はあるか。

大西委員：「7 管理の実施」について、小さいコメントが3つある。資料3の9ページの一番下、学習放獣の部分で、農林水産業被害を引き起こした個体の一部について、という記載があるが、その被害を当該捕獲個体が引き起こしたかどうか分からないと思う。これをどうやって認識するのか、というのが一つ。

次は、次ページ「ハ 有害鳥獣捕獲」の部分で、ツキノワグマは繁殖力が弱いと記載されており、確かに10年20年前はそう言われていたが、おそらく今はツキノワグマ関係者でこの認識を持っている人はいないと思う。繁殖力が弱かったらこんな全国的な生息数増加にはならないと思うので、ここは削除していいのでは。

3点目は、10ページの下段から11ページにかけて下線が引いてある部分で、ことごとく「ツキノワグマ等」となっているが、「等」とは何をイメージしているのか。「等」はいらないのではないかと思う

事務局：まず1点目の農林水産業等における被害を引き起こした個体についてだが、当県の場合、前段として捕獲に踏み切る前にまずは被害防除対策をして、それでも被害が防げない場合に捕獲を行うとしている。個体識別をして、このツキノワグマに間違いのないところまで出来るか分からないが、やはり防除対策をしても入ってくるような執着個体、そういったものに狙いを定めて捕獲をするということで、こう言う表現をしている。

繁殖力の問題については現計画を踏襲させていただいているが、ここの表現については他の委員の御意見も伺って、削除して問題ないということであればその方向で検討したい。

また、ツキノワグマ等という文言については、当課から関係各機関に発出した通知文書の内容を抜き出したものであり、当該文書では大型獣、要はツキノワグマの他にイノシシやニホンジカも想定して「ツキノワグマ等」としている文書であった。本計画の対象鳥獣はツキノワグマのみなので、この「等」については削除したいと思う。

大西委員：学習放獣のことだが、ご説明のとおり被害対策をした上で、それでもやむを得ない場合に捕獲をするのであれば、そういう執着した個体は学習放獣しても駄目だと思う。あくまでも、捕獲上限頭数に達した年度において学習放獣するということだが、執着個体の放獣については地元の方々の理解が得られないのではないか。

本来であれば狩猟の自粛、ここは学習放獣という項目なので、そこでやはりさっきの錯誤捕獲に関しては放獣するという対応、そうであればこの項目は「学習」を取って、ただの放獣としてもいいのかもしれない。

何度も繰り返しになってしまうが、執着した個体はもう現実的に放獣できないと思う。駆除をせざるを得ないので、だからこそ、そうじゃない個体に関しては放獣ということなのではないかと思う。

部会長：私も全く同感。執着した個体を放獣してもすぐ戻ってくる可能性が高いし、そういう個体を放獣する

ことに関する地元の理解も非常に得られにくいと思う。もう一つ付け加えると、最近は学習放獣を行っている都道府県は無いのではないかと。

生息数もそれなりにいるということで、錯誤捕獲個体については放獣という方向もあるが、農地で被害を引き起こした個体を有害鳥獣捕獲した際に学習放獣するということを実施しているところはあまりないと思うので、この学習放獣を計画に盛り込むというのは、多少私も違和感がある。

放獣そのものはいいのだが、学習放獣はちょっと無理があるかなという気がしている。

事務局：今の御意見について、先ほど説明したとおり、当県の場合だとまずは被害防除対策として電気柵を張ったり追い払いといったことを行い、それでも被害が防げない場合に捕獲をするという手順を定めているが、確かにそれで捕獲をした結果、またその個体を放獣するというのは若干矛盾しているところがある。

現状、当県では学習放獣はほとんど実施されておらず、他都道府県においてもほとんど実施されていないということも勘案すれば、この部分については文言を削除するということも含めて検討させていただきたい。

また、大西委員から御指摘のあった繁殖力が弱いという文言について、これを残すか削除するか。今は現計画の文言をそのまま踏襲しているが、この部分について御意見をいただければと思う。

部会長：繁殖力が弱いという文言を削除するかどうかということだが、何か意見はあるか。

私の印象としては、ニホンジカほど高くはないものの、繁殖が弱いというほどではないという気はしている。全国的な回復の速度を見ても、それほど弱いというところまでは行かないのかなと思うので、削除してもかまわないのではないかなと思うが、よろしいか。

ほかに何かあるか。

今回、錯誤捕獲の対応にかなりページというか文言を割いているが、どうか。

大西委員：錯誤捕獲について沢山書き込んでいただいているが、やはり錯誤捕獲の場合はまずは放獣だということを書いていただきたい。

もう一つ、資料3の13ページの錯誤捕獲に関する記載の最後の部分、わなの種類などの写真を送れというのは、これは何の為なのだろうかということも、そもそも錯誤捕獲があったら隠さずにきちんと報告するということが先なのではないかなと思う。

部会長：私からも合わせて質問だが、13ページの点の2つ目。錯誤捕獲されたクマを捕殺した場合、部位にかかわらず利用は一切行わないと記載されているが、こう言う表現は他の県ではあまり見ない。放射能は別として、錯誤捕獲個体に限っては利用してはいけないというのはなぜなのか。

事務局：1点目の猟具の種類、踏み板部分の形状については、全国的な流れとして大日本猟友会からくりわなの形状変更について、要は楕円型や一般的に弁当箱型と言われるものから真円タイプに変更するという提案が出されている。

一方で、一部の狩猟者からは、楕円形から真円に変えてもツキノワグマは爪の先で引っかかるのであまり意味はないという話も聞こえてくる。そのため、錯誤捕獲されたわなの形状、楕円型や弁当箱型で引っかかっているのか、真円タイプでも同様に錯誤が発生するのか、そういったことを把握したいという点からこの文言を追加している。

また、錯誤捕獲個体の利用については、やはりやむを得ず捕殺処分する場合もある。ただ、当該個体の肉を利用する、あくまで自家消費であるが肉や胆のうが利用されるようになった場合に、世間一般から見ると、錯誤捕獲と言いながらも実はツキノワグマが捕獲されることを期待しているのではないかなといった疑念を抱かれかねない。そのため、やはり錯誤捕獲個体については一切利用はせず、あくまで間違っ

しまったものなので、その個体をやむを得ず捕殺した場合には全て適切に埋設や焼却処分をするということが、県民の方々から見た場合に誤解等が生じないような措置として望ましいということで、この文言を追加させていただいた。

部会長：後者については理解した。

わなの形状については、今後審議・検討するということか。それでもかかるという意見もあるようだが、弁当箱型から真円に変えることによって錯誤が減るかどうか、浅井委員の意見はいかがか。

浅井委員：このあたりは私の専門分野だが、私のいる大和町では、昨年度は弁当箱型でかなりの数の錯誤捕獲が発生した。なので、それはもう使わないようにしており、今は12cmの落としわなと箱わなの2種類でやっているが、捕獲効率は変わらない。

先日、地元新聞の取材に対して、他市町村の捕獲従事者の方が弁当箱型でないと駄目だという趣旨の話をしてしたが、必ずしもそうではないと思う。

また、イノシシを捕獲する際に、ツキノワグマも捕獲してもかまわないという認識を持った人は結構いるのではないかという思いはある。ツキノワグマは好きに捕獲していいものではなく、被害が出た際に捕獲しなさいという方向で、私の地元では指導している。それは他の自治体に対しては言えないが、大和町では弁当箱型のわなは使わないようにという形にしている。

もう少し話をすると、やはりツキノワグマから見ると、私の生息環境はどこに行ったんだろうかというのが一番だと思う。奥山にエサがないと下の方に降りてくるが、その中間の場所というのはツキノワグマのエサになる堅果類がない。ほとんどがスギなどの木ばかりなので結局里山まで来てしまい、里山には美味しいものがいっぱいあるという、そういう状況だと思う。里山で生まれた子グマはもうそこが故郷なので、どこにも行かなくなると思う。なので、以前もお話ししたが、一気に変えるのはかなり大変なことだと思うので、長期的に、ツキノワグマが単独で生活できるような状況を作っていくというのも必要なのではないか。

昔は山手の県有林や国有林の払い下げを受けて炭焼きをしていたが、その頃は山奥でもツキノワグマに会わなかった。それだけエサが豊富だったということだが、30年、40年ぐらいまえからスギ山に変わってきた。そういう状況なので、ツキノワグマのエサとなる場所を作ってあげるのも必要なと思う。たぶん、普通の雑木林があるのは里山が圧倒的に多いのではないかと思うので、そのあたりも考えていただければいいのでは。

部会長：その他に何かあるか。

大西委員：錯誤捕獲の場合、まずは放獣ということに関して事務局からの回答が頂けていないが。

事務局：錯誤捕獲については放獣が基本ということは大西委員の御指摘のとおり。

ただ、全国的な問題かもしれないが、ツキノワグマの放獣には非常に危険を伴うことから、猟友会のみで対応するということがなかなかできない。やはり麻酔の知識を持った方、安全に放獣できる体制を持った方々に依頼をするということになるが、時間的あるいは経済的な面から難しいということがある。また、錯誤捕獲個体の放獣場所について、奥山まで連れて行って放獣するのかその場で放獣するのか。例えば有害鳥獣捕獲用のわなに錯誤捕獲された場合、比較的農地に近い場所で発生するケースが多いと思うが、その個体をその場で放獣するというのは地元の方々の理解を得るのが難しい。かといって奥山に運んで放獣ということについて、新計画案でも放獣場所を検討するという文言にしているが、現時点でそういう場所があるわけではない。放獣は原則ではあるものの、なかなか難しい点もあるというところは御理解いただきたい。

大西委員：もちろんそれは理解している。現実的に放獣が難しい場合が多いというのは分かってはいるが、(ロ)の部分を読んでみると、錯誤捕獲が発生したら放獣体制の整備について検討しなさい、放獣場所の選定について検討しなさいという記載に対して、放獣自体を検討しなさいとは記載されていない。その次の文章ではもう「捕殺処分した場合は」となっていて、捕殺ありきの文面になっている。

ここはやはり、一つ目に放獣を検討しましょう、そのための体制は整備しておきましょうというのが大事なのではないか。その上で、検討したけど放獣はできなかったという場合には、利用しないで埋設や焼却を行うということなのではないかと思う。

事務局：確かに御意見のとおりかと思うので、錯誤捕獲が発生した場合にはまずは放獣について検討をする、それが無理な場合にはやむを得ない手段として捕殺をする、そういった書き方に変更させていただきたいと思う。

鶴野委員：錯誤捕獲について、その猟具の状態、円形なのか弁当箱型なのかということも大事だし、加えてくくられ方に関する写真の添付について具体的に記載があったほうがいいかと思う。指だけ入っている現場も見てきているし、前肢の手首が完全に入っている場合もある。そのわなの形状とくくられ方の2点について、因果関係を色々検討する上に於いても、捕殺した後のくくられた状態の写真の提出に関して具体的に記載していただければ次に繋がると思う。

また、放獣が難しいという現状はあるかと思うが、一段階目で必要なこととして、まずどういうくくられ方をしている、どうすれば回避できるのかというデータをきちんと集めることが大事。錯誤捕獲がペナルティとなってしまうよう、錯誤捕獲が望ましくないのは当然なのだが、報告しやすい体制が一番大事だと思う。例えば捕殺処分した場合は埋設が必要などと書いてあるのは確かに大事な部分ではあるのだが、埋設は非常に大変な作業になるので、ここまで指示する必要があるかといったことや、錯誤捕獲があまりペナルティにならないように、やっぱり報告しやすい体制が重要だというのが私の考えなので、まずは錯誤捕獲が発生したら全て報告を上げて欲しいという方向性でいくのがいいのではないかと感じている。

ちなみに、錯誤捕獲の際の宮城県の連絡体制はどのようになっているか。連絡しやすい状態になっているのか。例えば市町村職員が現場に到着するまで捕獲できないとか様々あると思うが、どのような状況なのかご説明いただきたい。

事務局：錯誤捕獲時の連絡体制については、当県では錯誤捕獲時のペナルティといったようなものを設けているわけではない。捕獲した事実を隠されたりすると、正に鳥獣保護管理法違反になってしまうので、そういうことがないように、御指摘のとおり正直に報告していただくのが一番大事だと考えている。

また捕獲体制については、当県の場合は基本的に口頭での緊急捕獲許可という形で手続を行うことになり、その捕獲許可権者は、市町村によって県知事であったり市町村長に移譲されていたりして様々である。いずれにしろ県職員あるいは権限を移譲された市町村職員等が現場に行き確認をして、口頭での捕獲許可申請を受けて口頭許可を出すこととなっており、見つけ次第狩猟者がその場で捕殺するというわけではない。

鶴野委員：その通りだと思うが、非常に言葉は悪いのだが、現場ではそういうのが手間だから捕殺するという、表に出てこない部分も実際にはあるかもしれない。それらを如何に全部吸い上げて意識化して持ってこられるか、例えば適切に埋設もしくは焼却処分を行いなさいというと、現場では面倒くさい、だから報告したくない、という様になってしまうのではないかなと危惧した次第。

錯誤捕獲個体も活用できるようにすることも一つの選択かもしれないし、錯誤は錯誤として、仕方が

ないことなので、その代わりきちんと報告してもらおうということを明記したらいいのかなと思う。

部会長：事務局から何かコメントはあるか。

事務局：先ほどの繰り返しになってしまって恐縮だが、浅井委員からもお話のあったとおり、ツキノワグマが錯誤捕獲されることを期待してしまっている人がいるのではないかという危惧がある。そこで錯誤捕獲個体の活用を認めてしまうと、それはそれで別の問題が発生しかねないということもあってこう言う文言にさせていただいたので、御理解をいただきたい。

部会長：その他には何かあるか。

齋藤委員：資料3の13ページにある捕獲個体の利活用について。放射性物質の部分で整理をしていただいているが、中段あたりで「現在、全県的にツキノワグマ肉の放射性物質検査を実施しており、将来的に基準超の数値が出なくなった段階で、資源活用について検討を行っていく。」とされているが、ツキノワグマに限らず、イノシシもニホンジカも全県的に規制がかかっている。

ツキノワグマ肉について具体的な相談が来ているわけではないが、全頭検査をすれば出荷が可能、一部解除という形で認められることもあるので、将来的に基準超の数値が出なくなった段階でというのは、少し言い過ぎではないかと思う。

今すぐに良い表現は出てこないが、市町村で利用したいといった現場段階での相談対応は可能ではないかと思うので、ここの表現についてはもう少し工夫をした方がいいのではないかと思う。

事務局：当県では、ツキノワグマに限らずイノシシやニホンジカも出荷制限が出ている状況であるが、ニホンジカについては一部施設で出荷制限が解除されており、イノシシについてもそういう動きがある。

ツキノワグマでは解除の動きは今のところ見られないが、確かに市町村等からの要望に応じて一部解除できる可能性はあるので、イノシシやニホンジカの管理計画での表現とも調整して、文言を検討させていただきたい。

部会長：他にはどうか。

大西委員：資料3の15ページ、細かいところだが（ホ）の皮剥ぎ対策については、何の皮か分からないので樹皮剥ぎとするのがいいかと思う。全体を通して、単に皮剥ぎと書いてあるところは、樹皮剥ぎもしくは樹木の皮剥ぎとするのがよいのでは。

次の（4）生息環境の保全・整備は変更がないので資料3では略とされているが、資料2-1の新計画案を読むと、具体性のない印象を受ける。

まず最初に、国有林については、と出ているが、国有林とは特に関係ないのではないか。

また県としての取組について、例えば口で針広混交林への誘導という記載があり、このあたりは林政部と調整しているのだと思うが、ここでは針葉樹人工林を針広混交林に転換していくという話なのだろうが、これをやってしまうとツキノワグマが更に増えてしまうと思う。生息数が増えたら出没も増えるので、20年前であればこの記載も良かったかもしれないが、今この記載をする必要があるのかなと思う。

林業は林業で、やはりゾーニングとか、ここは針葉樹、ここは広葉樹にするというような考え方もあるだろうから、この記載はもういらぬのではないか。

ホの広葉樹林の造成についても、この記載は必要なのだろうかと思うし、その次の管理が放棄されている里山の森林整備についても、具体的なことは何も書かれていない。

なので、この（4）の項目自体が、他の項目と比べてもやっとした印象があるので、もう少し書き込ん

だ方がいいのではないかと思う。

部会長：事務局の方で対応は可能か。

事務局：今すぐこのように文言を修正します、とは答えられないが、生息状況調査結果からは県内でもツキノワグマ生息数が増加傾向にあり、出没も増加しているという状況もある。

現状に合わせた生息環境の保全・整備について、御指摘のあった針広混交林への誘導や広葉樹林の造成等、継続してここに記載するのが正しいのかどうか、書きぶりについて検討させていただきたい。

部会長：この問題は若干悩ましい部分がある。

要は、ツキノワグマに好適な生息地を奥山に作っていくという意味では、針広混交林化というのは素晴らしいと思うのだが、一方でツキノワグマが増えてしまうのではないかとということもあるので、そのあたりのバランスが難しいと思う。

ただ、現在の里への出没の急増を見ると、やはり里の方が条件が良くなってしまっていて、浅井委員からも発言があったが、奥山の方はスギばかりでエサがない、だから里に来るんだという意見もあり、たしかにそういうこともあろうかと思う。

生息数の増加という問題が一方ではあるが、本来の生息地及び好適環境に誘導していく努力はあってもいいのでは。そういう意味では、この文章、悩ましいところだが残してもいいのかなという気は私自身はしている。

その他には何かあるか。

鶴野委員：資料2-1の12ページから13ページにかけて人身被害対策について記載があり、内容は良いと感じているが、そこに一点補足と意見がある。

13ページの5行目、誘引要素となる廃棄農産物、生ゴミ、放棄果樹などと記載されているが、家屋の破壊に繋がるので、ミツバチの巣への対処についても可能であれば追記していただきたい。神社や家屋を破壊するというケースがかなりある。

もう一点、ここの部分では元々ゾーニング管理の考え方が記されていた。宮城県ではゾーニングが難しいという説明を受けていて、正にそのとおりだとは思っているのだが、少し戻って8ページの9行目で「ゾーニング管理におけるすみ分けが困難であることから」という記載がある。ここでなおさら秋期における放任果樹の管理の必要性について、ゾーニング管理ができないからこそ、そういった誘引物質を徹底的に排除するなり管理するという表現を追記していただけたら、より安心安全かなと思う。ゾーニング管理をしないのであれば、なおさらその要因を排除して、人身被害防止に繋げていくという形で記載していただけたら良いのではないかと感じた。

部会長：事務局からはいかがか。

事務局：人里での人身被害対策については、誘引部の除去を行って、人里に来ないようにすることが一番大事な方策であることから、御意見を踏まえて追記について検討したい。

部会長：その他、全体を通してでも結構なので、前の方で言い忘れたことなどがあればそれも含めてお願いする。

では、このあたりで質疑を終了する。

まとめだが、修正を含めて意見が幾つか出された。

例えば捕獲状況についてはきちんと錯誤捕獲を位置づけていくということ、繁殖率が弱いという文言は

削除してもいいのではないかといった意見，それから錯誤捕獲時は放獣をまず考える，その体制を整えるといった文言が必要ではないかといったこと。

主にそういった意見が出されたので，そのあたりを事務局で修正していただくこととし，修正後の確認については，私に一任していただくということによろしいか。

各委員：（異議無し）

部会長：では，事務局の方で委員からの意見を鑑みて最終版を作成の上，当方に提出をお願いします。
その他には何かあるか。

鶴野委員：前回のツキノワグマ部会で話がついているので今更という部分もあるが，最終確認として，捕獲上限が現計画で200頭だったものが，今回は推定生息数を基にして470頭と2倍以上になった。

先ほどもお話ししたように，県内のツキノワグマ捕獲数は300頭を超えたことがなかったものが，そこまで天井を一気に上げてしまうことによる個体群への影響はないという理解で大丈夫か。

事務局：8月のツキノワグマ部会でもご説明したとおり，新計画案で捕獲上限数を470頭に上げたからといって，頑張って470頭捕獲しようということではなく，あくまで上限であって，そこまでは捕獲可能という値となっている。捕獲に対する県の方針が変わるわけではないというのが一点。

また，地域毎にという形にはなるが，毎年度1箇所ずつ生息数の推定を行っていく。その他の地域についても毎月捕獲数を把握するとともに，自然増加率からその地域の生息数を推定して，捕獲しすぎていないか，或いは増えすぎていないか定期的にチェックをしていきたいと思うので，ツキノワグマ個体数が急激に減るとか，そういったことにならないよう注意していきたい。

鶴野委員：例えば，2年3年連続で400頭超えるような捕獲をしてしまう場合なども，錯誤捕獲ということで増えてくる可能性もある。一応そうなった場合に，例えば何らかのフィードバックをして検討するといったような記載は特にしないということか。

事務局：捕獲上限の見直しということか。

鶴野委員：捕獲上限についてはこのままでいいと思うのだが，例えば2年連続3年連続でそうなった場合に，別のブレーキは効かないということによろしいか。

事務局：ブレーキの一つとしてこの470頭という捕獲上限があり，それを超過した場合や超過しそうな場合について狩猟の自粛要請を行う。これがどのぐらいのブレーキになるかというのは議論の余地があるかと思うが，まずはツキノワグマ部会において狩猟の自粛要請について検討いただくというのが一つある。

それ以外に具体的な方策があるわけではなく，例えばこれ以上の有害捕獲は認めないというようなことを被害が発生している市町村に対して指導するのも難しい。まずは捕獲上限に対して，どのぐらいの捕獲数があるかというのを毎月把握してその状況を注視するといったところから始めさせていただきたい。

鶴野委員：大量捕獲が連続した場合には何か検討する余地があるといった記載がされているといいのではないかと思ったので，御検討をお願いします。

部会長：この捕獲上限をオーバーするとすれば，やはり錯誤捕獲がどうなるかといったところになるかと思う。
錯誤捕獲を減らす，放獣を考える，それらを合わせて考えていかないと，ひょっとしたら捕獲上限を超

えてしまうという事態もないとは言えないので、ぜひそのあたりは同時並行で検討していただきたいと思う。

その他、事務局から何かあるか。

事務局：改めて、本計画策定の今後のスケジュールについてご連絡させていただく。

この後、12月24日に宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会、12月27日には宮城県自然環境保全審議会で審議を行うこととしている。その後、1月以降に関係機関との協議やパブリックコメントを実施した上で、本日いただいた意見等も踏まえて計画案の修正等を行い、3月下旬に再び自然環境保全審議会を開催し、答申をいただいて次期計画を決定し、公告・公表する予定となっている。

部会長：それでは、以上で本日の議事はすべて終了とし、進行を事務局にお返しする。

事務局：青井部会長、ありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては、御多忙のところお集まりいただきまして誠にありがとうございました。本日いただきました御意見を今後の事業に生かしてまいりたいと存じます。

以上をもちまして、本日の宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ツキノワグマ部会を終了いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところお集まりいただきまして誠にありがとうございました。